

6 まちづくり方針図

前述の「4 道路交通の方針」及び「5 土地利用の方針」を合わせ、まちづくり方針図として示します。

■道路交通の方針

《通過交通や新たに立地する施設からの発生交通を処理する道路》

主に東埼玉道路、外環状道路及び浦和流山線は、「通過交通や新たに立地する施設からの発生交通を処理する道路」とし、県道平方東京線への車両の流出の抑制を目指します。

《生活環境に配慮すべき道路》

主に県道平方東京線は、「生活環境に配慮すべき道路」とし、周辺住民の良好な生活環境を保全するため、通過交通や新たに立地する施設からの発生交通の流入抑制を目指します。

《歩行者及び自転車の安全性に配慮すべき道路》

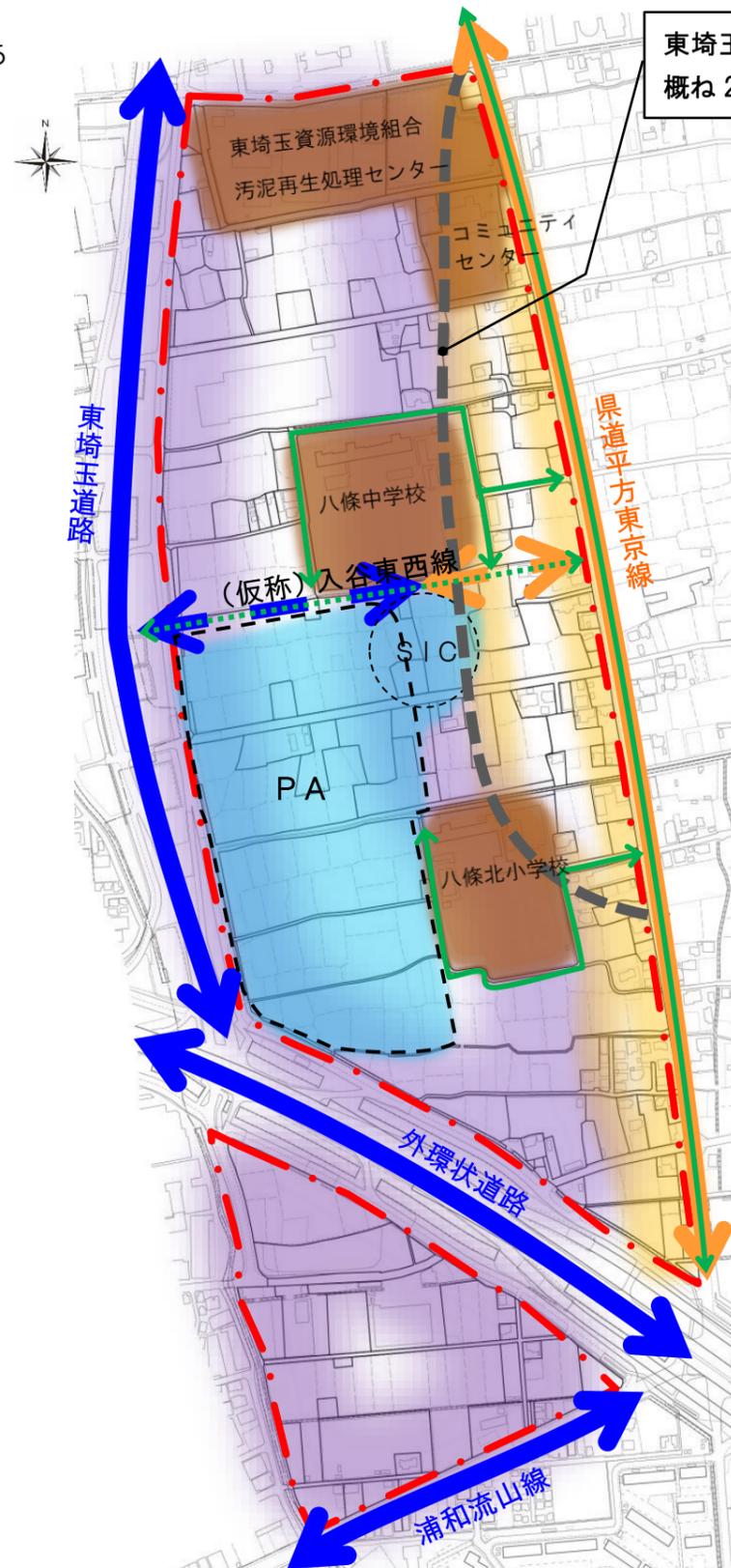
主に通学路に指定されている県道平方東京線と八條北小学校及び八條中学校の周辺道路は、「歩行者及び自転車の安全性に配慮すべき道路」とし、歩行者、自転車の安全性の確保を目指します。

《(仮称)入谷東西線の交通処理》

(仮称)入谷東西線は、「生活環境に配慮すべき道路」である県道平方東京線並びに「歩行者及び自転車の安全性に配慮すべき道路」との車両の流入を抑制し、良好な生活環境と教育環境の保全を目指します。

また、近隣に小中学校があることから、児童、生徒、自転車の通行及び周辺住民の安全、安心に配慮した道路空間の確保を目指します。

凡 例	
	産業誘導ゾーン
	パーキングエリア及びスマートインターチェンジゾーン
	公共施設ゾーン
	環境調整ゾーン
	通過交通や新たに立地する施設からの発生交通を処理する道路
	生活環境に配慮すべき道路
	歩行者及び自転車の安全性に配慮すべき道路



■土地利用の方針

《産業誘導ゾーン》

「通過交通や新たに立地する施設からの発生交通を処理する道路」である、東埼玉道路、外環状道路及び浦和流山線から概ね250m以内のエリアを「産業誘導ゾーン」とし、産業施設の立地の誘導を目指します。

また、隣接する「公共施設ゾーン」及び「環境調整ゾーン」に配慮した緑豊かでゆとりのある景観の形成を目指します。

《パーキングエリア及びスマートインターチェンジゾーン》

(仮称)外環八潮パーキングエリアの整備が計画されているエリア及び(仮称)外環八潮スマートインターチェンジの整備が検討されているエリアを「パーキングエリア及びスマートインターチェンジゾーン」とし、(仮称)外環八潮パーキングエリアは、周辺環境に配慮した高速道路利用者以外も利用できる、地域に開かれた利便性、防災性の高い施設としての活用を目指します。

また、商業施設((仮称)外環八潮パーキングエリアの施設等)を立地する際は、周辺環境への配慮を目指します。

《公共施設ゾーン》

八條北小学校、八條中学校、コミュニティセンター及び東埼玉資源環境組合汚泥再生処理センターが立地するエリアを「公共施設ゾーン」とします。このゾーンで建て替え及び用途変更、また、新たな公共施設を建築する際は、周辺環境の保全を目指します。

《環境調整ゾーン》

多くの住宅や店舗等が立地している県道平方東京線沿道を「環境調整ゾーン」とし、生活環境の保全を目指します。

P A : (仮称) 外環八潮パーキングエリア

S I C : (仮称) 外環八潮スマートインターチェンジ

※ (仮称) 外環八潮パーキングエリアは、埼玉県において平成31年3月に都市計画決定がされました。また、(仮称) 外環八潮スマートインターチェンジ及び(仮称) 入谷東西線については、整備に向け、引き続き関係機関と調整を図ります。